

次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめポイント改訂の基本方針

平成28年8月26日

- 教育基本法や学校教育法が目指す普遍的な教育の根幹を踏まえ、グローバル化の進展や人工知能（AI）の飛躍的な進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、**伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を子供たち一人一人に確実に育む学校教育の実現**を目指す。そのため、学校教育の中核となる教育課程や、その基準となる学習指導要領及び幼稚園教育要領（以下「学習指導要領等」という。）を改善・充実。
- 現行学習指導要領等に基づく真摯な取組が、改善傾向にある国内外の学力調査の結果などに表れてきている一方で、**判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べることや、社会参画の意識等については課題。社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」の理念**を具体化し、教育課程がその育成にどうつながるのかを分かりやすく示すことが重要。
- 子供たちの現状と課題を踏まえつつ、人間が学ぶことの本質的な意義や強みを改めて捉え直し、一人一人の学びを後押しできるよう、これまで改訂の中心であった「何を学ぶか」という指導内容の見直しにとどまらず、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」までを見据えて学習指導要領等を改善。
- “**よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る**”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「**社会に開かれた教育課程**」を実現。

学習指導要領等が、子供たちと教職員のみならず、**家庭・地域、民間企業等も含めた関係者が幅広く共有し活用することによって、学校や関係者の創意工夫のもと、子供たちの多様で質の高い学びを引き出すことができるよう、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「学びの地図」**としての役割を果たせるようにすることを目指す。

- **持続可能な開発のための教育（ESD）等の考え方も踏まえつつ、「生きる力」とは何かを以下の資質・能力の三つの柱に沿って具体化し、そのために必要な教育課程の枠組みを分かりやすく再整理。**
 - ① 生きて働く「**知識・技能**」の習得
 - ② 未知の状況にも対応できる「**思考力・判断力・表現力等**」の育成
 - ③ 学びを人生や社会に生かそうとする「**学びに向かう力・人間性**」の涵養

- 子供たちが「どのように学ぶか」に着目して、学びの質を高めていくためには、「学び」の本質として重要となる「**主体的・対話的で深い学び**」の実現を目指した「**アクティブ・ラーニング**」の視点から、授業改善の取組を活性化していくことが必要。また、学んだことを人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、必要な資質・能力を身に付けていくためには、知識の量や質と思考力等の両方が重要であることから、学習内容の削減は行わない。知識重視か思考力重視かという二項対立的な議論に終止符。

- こうした教育課程の枠組みや、新しい時代に求められる資質・能力の在り方、アクティブ・ラーニングの考え方等について、すべての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて理解を深めることができるよう、**学習指導要領の要であり、教育課程に関する基本原則を示す「総則」を「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の視点から抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理。**

こうした新しい総則を手掛かりに、前回改訂の答申でも提言された、各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実施を促進し、教育課程を軸とした学校教育の改善・充実の好循環を実現。

- 次期学習指導要領等の実現に不可欠な**教員定数の拡充**など指導体制の確保、**教材の改善・充実、ICT環境の整備**など、**必要な条件整備**についても整理。**授業づくりや教材研究、学習評価等を教員の中心的業務とできるように、業務改善等**に向けた取組も併せて実施。